

青高保 第 2179 号
平成29年 3月29日

青森県介護サービス事業所認証評価制度
参加宣言事業所 各位

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長
(公 印 省 略)

介護職員処遇改善加算拡充に伴う青森県介護サービス事業所認証評価制度の
評価細目の運用について

青森県介護サービス認証事業所評価制度においては、評価項目「明確な給与体系の導入」において、「介護職員処遇改善加算Ⅰを算定していること」を評価細目としているところですが、平成29年度介護報酬改定により現行の介護職員処遇改善加算Ⅰは、処遇改善加算Ⅱとされることとなりました。

認証評価制度は、職員の処遇改善の取組による介護人材の確保を目的の1つとしていることから、平成29年度からは、「改定後の処遇改善加算Ⅰ」と読み替えて運用することとしましたので、お知らせします。

平成29年度以降に認証を目指す事業所におかれましては、御留意いただきますようお願いいたします。

担当：青森県健康福祉部高齢福祉保険課
介護人材定着支援グループ 工藤
電 話 017-734-9298
FAX 017-734-8090